

ハイ!

## こちら消費者相談室

お客様の  
満足度向上を  
目指して

苦情事例に学ぶ⑧

### 2名部屋利用の 1名が取消

取消料と  
1人部屋追加料金が  
ダブルでかかるのは、  
二重取りでないか?

監修：弁護士 三浦雅生

はダブルルーム利用)」が必要になると説明を受けた。

二重に料金が発生するのは、旅行会社の不當利得ではないか?

#### 解決に向けての指針

お客様とのトラブルに、契約成立後のお客様からの「変更」に関わるものがあります。募集型企画旅行では、出発日や目的地の変更の申出の場合には、原則として変更ではなく、取消+新規予約として取り扱います。また、契約成立後人數の増減があつた場合、取消料と旅行代金の変更が発生します。上記を、申込時にきちんと説明しておくことが苦情防止につながります。今回は、2名の申し込みが1名になるケースを考えてみます。

#### 申し出内容はどうです

2名で海外募集型企画旅行(1名より受付可)に申し込んだが、このうち1名が取消となつた。旅行会社は、取消する1名からは取消料をとり、参加する1名は1人での部屋使用を余儀なくされることから、契約書面に記載されている「1人部屋追加料金(ツインまた

う憤懣やるかたない気持ちもわからないではありません。その気持ちによりそいながらも、旅行会社として正しく請求できるものであることを約款(契約書)を根拠に説明する必要があります。

取消される方から取消料を頂くことができる根拠は、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第16条第1項「旅行者はいつでも別表第1に定める取消料を当社に支払つて募集型企画旅行を解除することができます。」になります。

#### 2名より受付・1人部屋追加料金の設定がないケースでは?

募集型企画旅行が、そもそも2名からの受付が条件で、1人部屋追加料金の設定記載がないにも関わらず、2名のうち1名から取消申出があつた場合はどうなるでしょうか?前提としてこのコースは1名での参加は受けられないコースです。よって、2名組での契約によるので、1名での取消は認められず、2名共同で取消す場合のみ受付し、2名分の取消料をいただけることになります。

(鈴木)

の成立後に当社に責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になつたときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。」とあります。「1人部屋追加料金」は、一人で部屋を占有する権利を確保することを約束する性格のもので、旅行会社が取消する旅行者から取消料を徴収する一方で、他の旅行者から1人部屋追加料金を收受しても、「二重取り」とはなりません。

しかしながら、取り消し後の1人部屋追加料金を含めた旅行代金と取消料の合計額が、当初の2人分の旅行代金合計額を上回る場合は、トラブル防止の観点より、上回らないよう取消料を減額して徴収するほうがよいでしょう。